

大阪府難病医療推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 大阪府難病医療推進会議(以下「会議」という。)は、府における地域の実情に応じた難病の医療提供体制のあり方等について検討を行い、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図ることで、難病の患者及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう環境を整備することを目的として設置する。

(事 業)

第2条 会議は、前条の目的を達成するために、次の事項について委員間の意見交換を行う。

- (1) 地域における難病の医療提供体制に関すること。
- (2) その他、会議の目的達成のために必要な事項。

(組 織)

第3条 会議は、別表に掲げる団体等より推薦された委員により構成する。

- 2 会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会議において委員に支障があるときは、事前に事務局に協議のあった者の代理出席を認める。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼金等)

第4条 会議の出席への謝礼金の歳出科目は、報償費とする。

- 2 会議の出席者の謝礼金額は、別途定めるものとする。
- 3 前項の謝礼金は、委員等の出席に応じて、その都度支給する。
- 4 委員のうち府及び他の行政機関に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(費用弁償)

第5条 出席者の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

(守秘義務)

第6条 会議の出席者は、会議及びその他の活動を通じて知り得た個人情報、これを他に漏らしてはならない。

(庶 務)

第7条 会議の事務局は大阪府健康医療部保健医療室地域保健課で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

【別紙】

団体名称	属 性
一般社団法人 大阪府医師会	医療関係団体
一般社団法人 大阪府歯科医師会	
一般社団法人 大阪府薬剤師会	
公益社団法人 大阪府看護協会	
一般社団法人 大阪府病院協会	
一般社団法人 大阪府私立病院協会	
公益社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会	
大阪大学医学部附属病院	大阪府難病診療連携拠点病院
大阪急性期・総合医療センター	大阪府難病診療連携拠点病院
大阪母子医療センター	移行期医療支援センター